

こんな時に船橋市の一時預かりをご利用いただけます

#### 4. 利用の手続き

申込みは一時預かり実施園で直接受付しております。利用までの流れは園によって異なりますので、まずは利用を希望される保育園・認定こども園へ一度ご連絡ください。

※予約システム対応園（「一時預かり実施園一覧」内にシステム対応園の記載有）については、パンフレットの4ページに記載のURL又はQRコードより一時保育予約システムのホームページにアクセスし、ご案内をご確認ください。

また、遅くとも利用希望日の7日前までに登録が必要です。登録時にお子様の面接をいたしますので、必要書類の他お子様同伴のうえ、母子手帳及び健康保険証（コピー）、印鑑を持参し園においてください。

緊急と認められる場合は、空きのある範囲内で受け付けますので、利用希望園へ直接お問い合わせ下さい。なお、その場合の利用でも、前日までにお子様の登録（面接）が必要になります。

※市内の一時預かり実施園を併用して、利用条件の定める利用限度日数を超える利用が判明した場合には、以降の利用をお断りいたします。

#### 5. 提出していただく書類

- ① 一時預かり登録票・承諾書
- ② 申込児童の健康状況調査書・生活状況調査書
- ③ 一時預かりが必要となる状況を証明するもの（3ページ参照）
- ④ お子様の月齢が6ヶ月未満の場合やお子様に疾患（心臓病など）がある場合には、健康上集団保育に支障がないことを確認するため、原則として、主治医の意見書（用紙は保育認定課にあります）が必要となります。

#### 6. キャンセルについて

一時預かりの予約をキャンセルされる方は、利用日の前日の17時までにご連絡ください。前日までにご連絡をいたしかつた場合には、次回以降の利用をお断りすることがございます。

#### 7. 利用についての相談・申込み

利用についてのご相談・お申込みは、利用を希望される一時預かり実施園に直接お問い合わせください（「一時預かり実施園一覧」をご覧ください）。

利用当初は、お子様の負担軽減のために、短時間の保育（ならし保育）となることをご承知ください。

一時預かり実施園は園ごとにお預かりできる人数（定員）を定めていますが、実際に受入れできるお子様の人数は、その日にお預かりするお子様の年齢構成等により日々変動します。

#### A利用（保育できない理由がある場合）の利用条件 月9日が限度

例	必要な書類
パート等で昼間働いている。	就労証明書
定期的に通院をしている。 または定期的に家族を看護・介護している。	主治医の意見書（用紙は園・保育認定課にあります）等
各種学校・職業訓練学校に通学している。 (就職に直結するものに限る。)	在学証明書及びカリキュラム等
定期的にボランティア活動をしている。	団体に所属している場合は団体の証明等
兄・姉の学校行事等（授業参観・保護者会など）に参加する。	学校からの行事予定表・案内状等
仕事を決めるために採用試験・面接を受ける。	ハローワークの証明、受験会社からの面接日通知等
保護者の病気・ケガによる入院・通院	診断書、主治医の意見書（用紙は園・保育認定課にあります）、病院の領収書等
出産のため	出産する子どもの母子手帳のコピー
保護者の安静を要する自宅療養	主治医の意見書（用紙は園・保育認定課にあります）等
家族の入通院や在宅での付添い介護	主治医の意見書（用紙は園・保育認定課にあります）等
災害・事故などの復旧に従事	証明するもの
葬儀への出席	案内状等

#### B利用（リフレッシュの場合）の利用条件 月2日が限度

例	必要な書類
育児の負担をリフレッシュするため、子どもを預けて自分の時間をもちたい。	証明するものは特に必要ありません。
子どもに集団生活を体験させたい。	
カルチャースクール、スポーツクラブに通いたい。	

※実施園の空き状況により、A利用を月最大15日、B利用を月最大9日まで利用可能です。

詳しくは実施園までお問い合わせください。（実施園に空きがない場合には、月15日（A利用）・月9日（B利用）まで受け入れができません。）

★A利用・B利用を同時に登録し、利用することは可能です。ただし、預かりが可能な日数はA利用の日数が上限となります。

ご家庭でお子様を保育できない証明につきましては、  
お子様と同居している父母の方の分が必要です。